令和9年度用
各施設利用者向け



幼児教育・保育の無償化のための申請案内

富谷市　子育て支援課
電話　022-358-0516
（平日：午前8時30分～午後5時30分）

1．新制度幼稚園・認定こども園（教育利用）利用料の無償化

（1）利用料の無償化

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもは、毎月の利用料が無償となります。
ただし通園バス代、給食費、行事費など実費として徴収されている費用は、無償化の対象外です。

（2）預かり保育の利用料の無償化

保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもは、上記の保育料の無償化に加え、**1日あたり490円を限度とし、利用日数に応じて月額12,300円まで**の範囲で預かり保育の利用料が無償となります。
満3歳児の子どもは、市町村民税非課税世帯かつ保育の必要性を受けた子どものみが対象となり、その場合の上限は月額17,700円となります。
※預かり保育については、各園において定員がありますので、認定を受けても必ず利用できるとは限りません。

2．認可外保育施設等利用料の無償化

（1）保育料の無償化

下記に該当する子どもが（2）の対象施設・対象事業を利用する場合、事前に「子育てのための施設等利用給付認定」を申請し、認定を受けることで無償化の対象となります。その後、施設等利用給付費請求書を提出して頂くことで保育料の一部を助成いたします。

・３歳児から５歳児（新２号）までの子どもは月額40,300円まで無償化
・０～２歳児（新３号）までの住民非課税世帯の子どもは月額45,700円まで無償化
※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化対象外です。
※富谷市の認可保育所にお申込みをされていて、入所保留状態となっている児童は本申請は不要です。
※３歳児とは満３歳を迎えて最初の４月１日以降の児童です。
※２歳児とは満３歳を迎えて最初の３月３１日までの児童です。

（2）対象施設、対象事業

・認可外保育施設（企業主導型保育施設は除く）
・一時預かり保育事業
・病児、病後児保育事業
・ファミリーサポートセンター事業
※幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用していない方が対象です。

3．給付の方法について

４～９月分の支給を11月頃、10～3月分の支給を5月頃予定しています。
請求手続きには、利用施設が発行する利用料の領収書等の添付が必要となります。
保育の必要性の認定（新２号・新３号）を受けていない方は、利用料の償還払いを受けることができません。

4．認定申請について

対象者：保護者・園児とも富谷市に住所を有すること（住民登録していること）
※富谷市外に転出された場合は、転出先の市区町村へ別途申請を行う必要があります。
提出先：通園している各園または富谷市役所
※入園する日の１カ月前を目途に市へ申請書を提出する必要があります。

（1）申請書類（認定区分）

年齢及び保育の必要性の有無により申請する認定区分と申請書類が異なります。
申請書は市ホームページにも掲載していますのでご活用ください。

教育・保育認定区分	施設等利用給付認定区分	要件	保育の必要性	申請書類	添付書類
１号認定	なし	満3歳以上の子ども（新2号・新3号認定を除く）	なし	教育・保育給付認定申請書	なし
	新2号認定	令和9年4月1日時点で3歳以上の子ども	**あり**	①教育・保育給付認定申請書 ②利用給付認定申請書	保育を必要とすることを証明する書類※下記（3）参照
	新3号認定	令和9年4月1日時点で3歳未満で、市町村民税非課税世帯に属する子ども	**あり**	①教育・保育給付認定申請書 ②利用給付認定申請書	

※「5.マイナンバーの提出について」に記載されているマイナンバー記入用紙につきましては１号認定、新2号・新3号認定いずれの申請についても添付が必要です。

（2）保育の必要性の認定について

・新2号・新3号認定を受けるためには、上記４の対象者に該当することに加えて保育の必要性が要件となります。保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、認定が取消され無償化の対象外となります
・保育を必要とする事由に変更がある場合は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と併せて変更内容が確認できる書類を速やかに提出してください。

保護者（父母等それぞれ）が次の事項のいずれかに該当する場合、保育の必要性が認められます。

□ １カ月に６４時間以上就労をしている場合
※就労とはフルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、収入があるもの
※育児休暇中の場合は、施設等利用の2ヶ月以内に復職する場合のみ対象です。
※就労証明書（自営業の方は追加で提出していただく書類があります）
□ 妊娠、出産（出産前８週間・後１２週間に限る）
□ 保護者の疾病、障害
□ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
□ 災害復旧にあたっている場合
□ 求職活動中の場合（認定期間は２ヶ月となります）
□ 就学（保護者が月64時間以上就学していること。※職業訓練校等における職業訓練を含む）
□ 虐待やＤＶのおそれがあるとき
□ その他、上記に類する状態として市が認める場合

※新2号・新3号認定の申請をしても、保育の必要性が認められない場合は、1号認定のみとなります。
※預かり保育については、各園において定員がありますので、認定を受けても必ず利用できるとは限りません。
※マイナンバーの提出は全員必要です。

（3）添付書類

保育を必要とすることを証明する書類（父母等それぞれ必要です。）

状況／証明書類	就労	出産	病気等心身の障がい	病人等の看護	就学	求職活動中	備考
就労証明書	○						交付日から2か月以内のもの　※自営業の方は併せて事業を実施していることがわかる書類（請負契約書、請求書、納品書等）の写しを添付してください。
母子手帳の写し		○					出産予定日の記入があるページの写し
疾病等の証明書			○	○			身体障害者手帳、介護保険認定証の写し、診断書等
通学(園)証明書					○		在学(園)証明書、学生証の写し　※保護者のみ
求職活動申告書						○	様式は市のホームページからダウンロード可能　※認定期間は2か月間になります。

・単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、父母等それぞれについて証明書類が必要です。
・兄弟姉妹が同時に申請する場合は、原本を１人に添付したいただき、他の方は写しを添付してください。
・求職活動申告書を添付し申請した場合、認定期間は２か月間となります。

（４）認定期間に制限のある方の手続き

雇用期間が限定している場合や出産、就学、求職等を理由に新２号・新３号を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要となる場合は、認定期間満了までに「施設等利用給付認定変更届」と保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）の提出が必要となります。

（５）留意事項

1.兄弟姉妹が同時に申請される場合でも、児童１人につき１枚の申請書の提出が必要です。
2.施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受け場合、保育の必要性の認定事由の状況確認のため年に２回程度保育を必要とすることが証明できる書類の提出を求めさせていただきます。
3.就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がございますので予めご了承ください。
4.施設等利用給付認定の申請者及び同居家族の市町村民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認いたします。
5.申請内容に虚偽があった場合、事実と相違があった場合、申請内容に変更が生じたが、その連絡がなかった等の場合は、施設等利用給付認定を取り消す場合があります。

５．マイナンバーの提出について

認定申請にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要となります。

（１）マイナンバー記入用紙　　★指定様式

マイナンバー記入用紙には、給付認定申請書の記入した申請児童、申請児童保護者、家族および同居人の情報を記入してください。（単身赴任等の理由で同居していない保護者も記入してください。）

（２）本人確認書類　　※申請する保護者のみ１名分を提出

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申請書の「申請保護者の氏名」欄に記載された方の、下記に示した本人確認書類（①**「番号確認」**と②**「身元確認」**）を封筒に入れて提出してください。
※兄弟姉妹が同時に申請する場合は、世帯で１部の提出で構いません。

①保護者（申請者）の個人番号を確認できる書類（以下のいずれか）の写し１点
□マイナンバーカード（写真入り）※②の書類は提出不要
□通知カード（通知カードの記載事項が住民票に記載されている内容と一致している場合のみ）
□マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）

②保護者（申請者）の身元確認ができる書類（以下のいずれか）の写し
□顔写真付きの証明書いずれか１点
［マイナンバーカード（写真入り）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等］
□顔写真なしの証明書いずれか２点
［健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証等］

６．副食費の免除について

年収360万円未満相当世帯の全ての子どもと第3子以降の子どもに該当する場合は、副食費（給食費のうち、おかずにかかる食材費）が免除されます。
※「教育・保育給付認定申請」（１号認定）により、副食費免除対象者へ別途通知します。

徴収免除対象者

階層区分（1号認定）	第1子	第2子	第3子以降	多子軽減
生活保護を受けている世帯	免除	免除	免除	兄姉の年齢上限なし
市町村民税非課税もしくは所得割額非課税の世帯	免除	免除	免除	
市町村民税所得割額77,101円未満の世帯	免除	免除	免除	
市町村民税所得割額77,101円以上の世帯	対象外	対象外	免除	小学校3年生以下の兄姉を年齢の高い順にカウント

※市町村民税の所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等、寄付金税額控除等）を適用前の所得割額を用いて４～８月分は前年度、９～３月分は現年度の所得状況等にて免除対象者を判定します。
※未申告等の理由により、市町村民税の所得割額が算定できない場合は副食費徴収免除の対象外となります。